

## 西宮市榮譽賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の名声を高め、または広く市民に著しい感動を与え市の誉れとなるような功績のあった個人または団体に対し行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、市民及び市内に住所を有する団体その他市長が認める個人及び団体に授与する。

(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、随時、別に定める様式により市長室長が行う。

(表彰選考委員会)

第4条 表彰の適正な執行のために、表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は次に掲げる者をもって構成する。

副市長 2名

政策局長

総務局長

市民局長

教育次長 2名

3 選考委員会の庶務は、秘書課において行う。

第5条 被表彰者の選考は、選考委員会の議を経るものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、選考委員会の選考結果を考慮し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の日時は市長が定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。